

TAX 05

社員やパートタイムで働く人など 給与所得者の申告について

会社員や公務員などは給与から税金を徴収され、年末調整で税金を精算します。しかし、年末調整をされない場合や年末調整で精算されない控除(医療費控除など)もありますので、その際は確定申告を行ってください。

■申告が必要な人

- 給与をもらった人で年末調整をしていない人
※年末調整の状況は勤務先の給与担当にご確認ください。
- 2か所以上の支払者から給与をもらった人
- 日雇い・パート収入の人など
- 事業所得や年金など給与以外の所得があった人
- 医療費控除など各種控除を受ける場合

■申告が必要でない人

- 平成28年中の所得が給与だけで、勤務先で年末調整され、勤務先から福智町に給与支払報告書が提出されている人(転職した場合は前職分も含む)

給与支払報告書や源泉徴収票、年末調整等の状況は、勤務先の給与担当者にご確認ください!



■申告の時に必要なもの

- 給与所得の源泉徴収票
- 印鑑
- 給与以外の所得がある人…記帳した帳簿や領収書など収入・経費が分かるもの

TAX 06

国民年金や厚生年金・共済年金・企業年金など 年金所得者の申告について

■申告が必要な人

- 平成28年中の年金収入が400万円を超える人
- 給与所得や事業所得、不動産所得など、年金以外の所得が20万円を超える人
- 雑損控除や医療費控除、社会保険料控除など各種控除を受ける人

■申告の時に必要なもの

- 平成28年分公的年金等の源泉徴収票
※1月頃送付。紛失した場合は、直方年金事務所など、それぞれの年金を支給しているところが再発行します。
公的年金は▶直方年金事務所 ☎0949-22-0891
- 印鑑



■申告が必要でない人

- 平成28年中の年金収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の人

- ▶所得税が源泉徴収されている場合は、申告すれば所得税が還付される場合があります。
- ▶申告が必要でない人でも、申告をすることで町県民税額が軽減される場合があります。
- ▶ただし公的年金収入のみで金額が次に該当する人は税金がかかりませんので、申告は不要です。
65歳以上…148万円以下
65歳未満…98万円以下 ※年齢はH29.1.1時点

TAX 07

農業・営業・不動産などの収入がある人は基本的に申告が必要です 事業所得者の申告について

農業・営業・不動産などの収入がある人は、経理をきちんと行い、収入金額から必要経費を引くのがポイントです。そのため、日ごろから領収書や明細書などをしっかりと保存しておきましょう。

不動産の譲渡所得がある人は「たがわ情報センター」で申告してください。▶2月16日(土)～3月15日(水) 9時～16時
問 田川税務署 ☎44-0430

■申告の時に必要なもの ※青色申告は役場では受付できません。

- 農業所得のある人…収支内訳書、営農口座の通帳等収入が分かるもの、農協でもらう申告用の明細書、領収書(農機具購入費などの経費分)
- 営業所得・不動産所得などのある人…帳簿や領収書など収入・経費が分かるもの
- 印鑑



平成29年度

問 役場税務課
☎22-7762

税の申告

TAX 01

「所得税」「町・県民税」「国民健康保険税」の
申告期間 ▶本庁: 2月16日(水)～3月15日(水)
▶人権のまちづくり館(赤池): 2月22日(水)～24日(金) ▶方城支所: 3月1日(水)・2日(木)

「ふくちのち」建設工事のため、赤池の申告会場が「人権のまちづくり館」に変わりました。受付時間は、いずれも土日を除く8時30分～12時、13時～17時です。なお、平成29年1月1日時点で福智町に住民票が無い人は、福智町で申告できません。



人権のまちづくり館(旧同対策研修センター)

TAX 02

今回からの変更点
マイナンバーと本人確認が必要

平成28年分以降の確定申告等の際には「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要になります。マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人は、マイナンバーカードだけでOKです。マイナンバーカードをお持ちでない人は、次の「A. 番号確認書類」と「B. 身元確認書類」がそれぞれ必要です。

<p>A. 番号確認書類 ご本人のマイナンバーを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通知カード ●マイナンバー記載の住民票の写し ●マイナンバー記載の住民票記載事項証明書 …などのうちいずれか1つ 	+	<p>B. 身元確認書類 記載したマイナンバーの持ち主であると確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード …などのうちいずれか1つ
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

TAX 03

無収入の人は申告期間に関係なく赤池支所・方城支所で申告できます
無収入でも申告が必要な人

次のいずれかに該当する人は、印鑑(代理の人が申告する場合は代理人の印鑑)を持参し、無収入の申告をしてください。

- 遺族年金や障害年金を受給している人で、平成28年から初めて受給ようになった人
- 税法上の扶養に入っている人
- 18歳以上の国民健康保険加入者

[重要] 所得が少ない人は、状況に応じて国民健康保険税額が軽減される場合があります。申告がなければ税額の軽減措置が受けられないので、正しい保険税算定のため収入の有無に関わらず申告してください。

TAX 04

すべてのかたに共通 税金を軽減するための各種控除
税控除を受ける時に必要なもの

住民税や所得税がかかる人は、各種控除を受けることで、税金が軽減されたり還付されたりする場合があります。なお、申告により所得税が還付される場合は、申告されるかたの通帳または口座番号等の分かるものが必要です。

■さまざまな控除を受ける時に必要なもの ※すでに源泉徴収票に記載されている場合は申告不要です。

- 生命保険、地震保険、社会保険料控除…生命保険、地震保険、社会保険料の支払証明書
- 医療費控除…医療費の明細書(今月号に折り込み)と領収書など
- 障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定証など、証明できるもの